

イタイイタイ病の実態と社会意識

大田 義 正

「はじめに」

今日を、そして明日を生きる私達人間は、今、雑多な社会問題をかかえている。中でも公害問題は、深刻な問題として私達人間社会に挑戦して来ている。足尾銅山鉍毒事件が日本の「公害第一号」として登場して以来その歴史は始まった。それは日本の資本主義の下での経済活動の発展の歴史と歩みを共にして来た。そのたくましいまでの経済成長により、豊かな国、社会は築き上げられた。がそれは上べだけのもので物質文化の繁栄であり、人間の幸福の真の姿ではなく、公害問題がより明確に顕在化して来て、それが拡大化、恒常化、普遍化している現状においてその矛盾を見ることが出来る。こうした公害の状況下にあつて私達の公害に対する意識は高まっている。が、反面、公害の恐ろしさを知りながら公害のあまりの氾濫の中で公害に対して慢性化してしまっている傾向がある様に思える。こうしたことが公害をここまで放置状態にした一つの要因でもあると考える。そこで今、公害

の何たるかを見失なわれない様に公害に対する深い認識を持ち、又公害をより明確に見つめ様とする姿勢を持たねばならない。そこで、私は、「イタイイタイ病」という一つの公害問題を採り上げて、その実態を把握し、被害者のイタイイタイ病及び公害に対する意識を明らかにする為に調査によりそれを試みた。その結果、イタイイタイ病の恐ろしさ、悲惨な状況を、又その社会問題たる点を認識しようとするものであるがこの様な一つの公害に對する試みが、公害を問題意識として捉えられ、公害の何たるかを明らかにすることへの、一つの基点となるものと考えるのである。

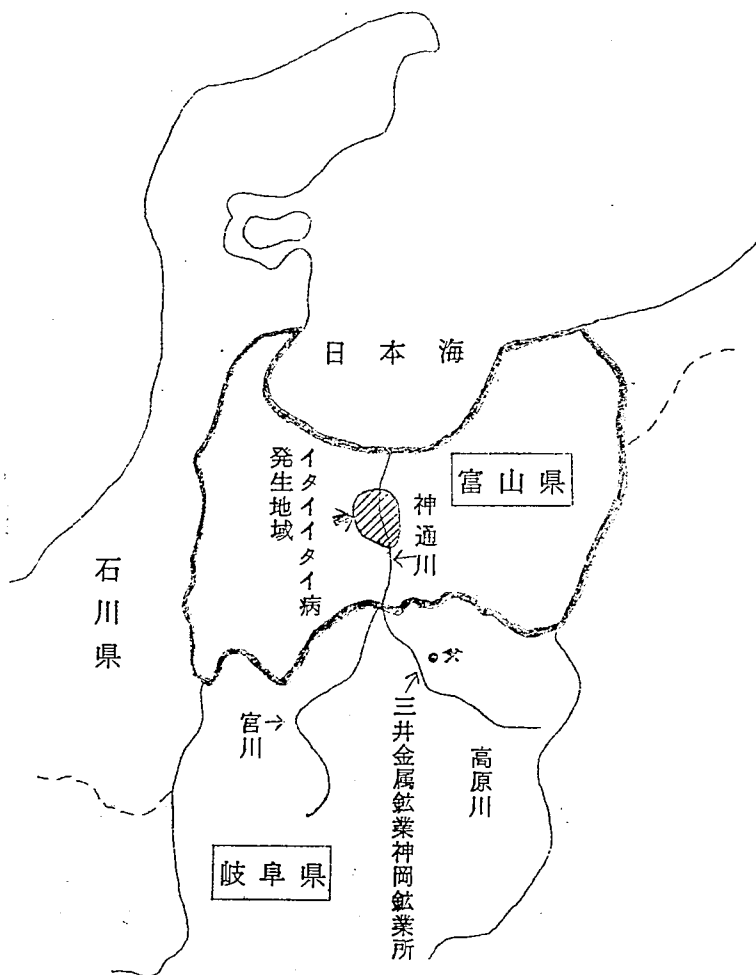
② 私卒業研究においては、以上の他にイタイイタイ病の元凶である加害企業の労働者を対象に、イタイイタイ病及び公害についての意識調査を行なった。がここではあえて割愛しておくことにする。

「イタイイタイ病の実態」

イタイイタイ病というこの奇妙な名前の病気は、その被害の規模、悲惨な病状そして被害の歴史の古い点等から言つて、日本国内はおろか世界においてもその類を見ることがない、「超一級」の公害病である。この病気は富山県の中央を流れる「神通川」流域の婦中町を中心に富山市及び大沢野町に於けて閉限られた地域におびた殊に農家の主婦に発生し疫疾患者を多量に神通川の上流にある岐阜県神岡町で操業して来た、三井金属鉱業神岡鉱業所から排出されたカドミウムであり、これが神通川の水を汚染したが、その水を被害地の人々は「神の通る川」の水として飲用し又農耕のかがい用水として来たこと等で人体を汚かしたものである。そして最初の犠牲者は古く、大正の末にはイタイイタイ病第一号が発生した。その後ある時は散発的に又ある時は多発するといった経過をたどり、現在までに死んだ患者が一五〇名を越えている。又現在苦しんでいる患者においては、昭和46年6月26日現在で3名の認定患者を出している。そしてこの病気は、その症状が大変に悲惨なもので、この

病気にかかると、まず全身に神経痛同様の痛みがあり、次第にその痛みは激しくなり特に股間の骨が痛み、歩行があひるのような特有の歩き方をする様になり、ついには歩くことが出来なくなり病床に伏さなくてはならなくなり増々その痛みは全身を激しくさいなむ、さらに悪化すると体の痛みから寝返りさえ自分で出来なくなり最悪の状態にいたっては、せき、くしゃみをするだけで激痛と共に体中の骨にひびが入り骨折するのである。こうして数十年の痛みに耐え切れず、「イタイイタイ」と叫びながら死を迎えるのである。今までの最も悲惨な例では、脇骨だけで28ヶ所、全身72ヶ所の骨折の末死亡した患者がいるのである。以上のような悲惨なイタイイタイ病の原因は永い間不明であった為に、この被害地域にとりついている「風土病」であると言われて来たし又患者もそれを認めてきたのである。この為に患者は、周りから冷たい目で見られ、その肉体の苦痛の上にさらに精神的重圧をも味わって来た。又さらに同じカドミウムによって、この地方の農作物に被害を与え続けてきたし最近ではこの地方の米の黍質問題が起る等、生活基盤の荒廃をもたらすといった何重もの苦痛によりイタイイタイ病患者及びその家族、そして地域社会ぐるみを不幸の淵に追いやっているのである。以上でイタイイタイ病の深刻な状況が、又、社会問題としての何かを容易に理解出来る。このような悲惨な状態に放置されてきた被害住民も地元の荻野昇医師などの長年の研究の結果、イタイイタイ病の原因究明がなされ、イタイイタイ病が公害病であることを知り、その元凶が三井金属鉱業であることが明らかとなるに至って、昭和41年には被害地の婦中町で、被害者の公害反対闘争の為の組織、「イタイイタイ病対策協議会」を結成し、神岡鉱山への抗議と、県ならびに婦中町議会などに対して陳情活動を始めた。そしてその後、この闘争は水俣病の訴訟提起に刺激され、イタイイタイ病も訴訟により、患者を救い又加害企業を糾弾して行く気運が高まり、ついに、患者及び遺族は、イタイイタイ病訴訟弁護団、そして、社会党、共産党、その他の民主的諸団体の支援を背に、三井金属鉱業所を相手取って慰謝料請求の訴訟に踏み切るのである。そしてその第一次判決が昭和46年6月26日に下され、原告側の全面的勝訴に終わり企業側の無過失責任が指摘されたのである。

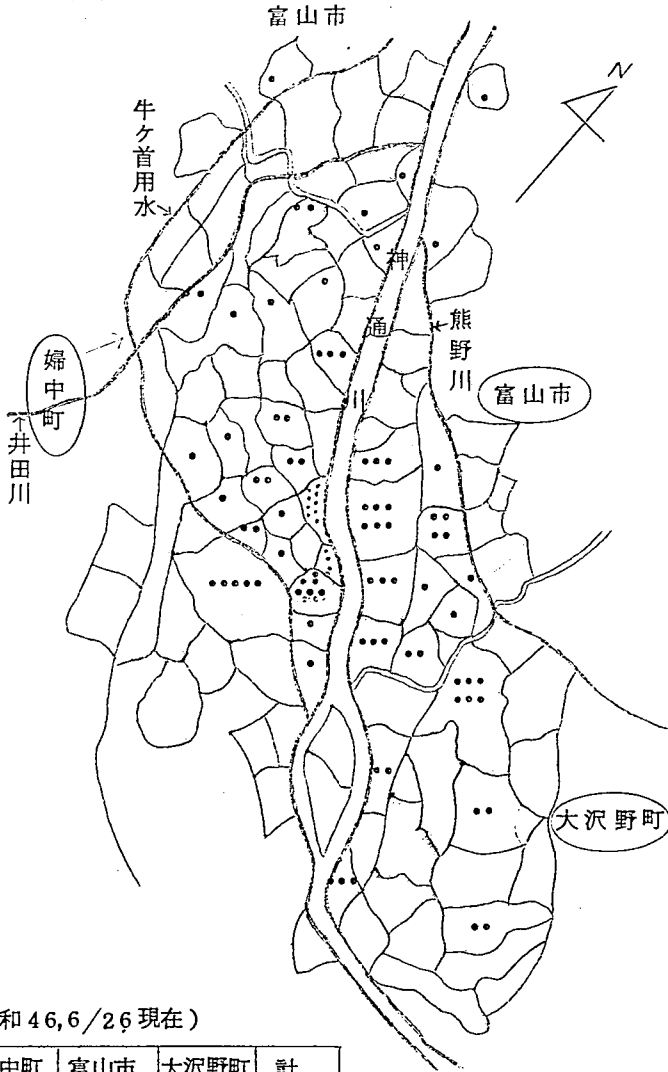
イタイイタイ病発生地域図



※ 婦中町役場：公害係による

イタイイタイ病患者分布図

○.....患者



(昭和46,6/26 現在)

婦中町	富山市	大沢野町	計
48人	30人	15人	93人

※婦中町役場：公害係による

以上がイタイイタイ病の被害状況と住民運動等の実態である。では次にイタイイタイ病患者を対象に行なった意識調査の報告をすることにする。

「イタイイタイ病患者の公害意識調査報告」

「調査概要」

(目的) イタイイタイ病により苦しんでいる患者がイタイイタイ病のこと、又公害に対して如何なる考えを持っているかを明らかにし、イタイイタイ病公害による社会的問題たる点を認識しようとするものである。

(対象) 一富山県婦負郡婦中町の熊野地区と官川地区のイタイイタイ病認定患者、37名を対象とした。この熊野地区と官川地区に特にイタイイタイ病が多発していることでこの両地区を選んだ。この地区は富山県の中央を流れる神通川の中流域の西岸に広がる扇状地であり、神通川の豊富な水により恵まれた農耕かんがいにより県下でも有数の穀倉地帯である。又その自然環境において、山あり河ありの美しい自然は、神通川の向うに日本の屋根・北アルプスの峰々を望むことが出来、神通川の水が清流であるなら申し分のない環境である。

(調査方法) 一調査対象に対して一人ずつ戸別訪問し質問調査票を用いて個別面接法を採用した。

(調査過程)

昭和46年4月～8月 関係資料収集

同 8月～9月 質問紙作成、現地下調べ

同 9月3日～7日 現地訪問調査

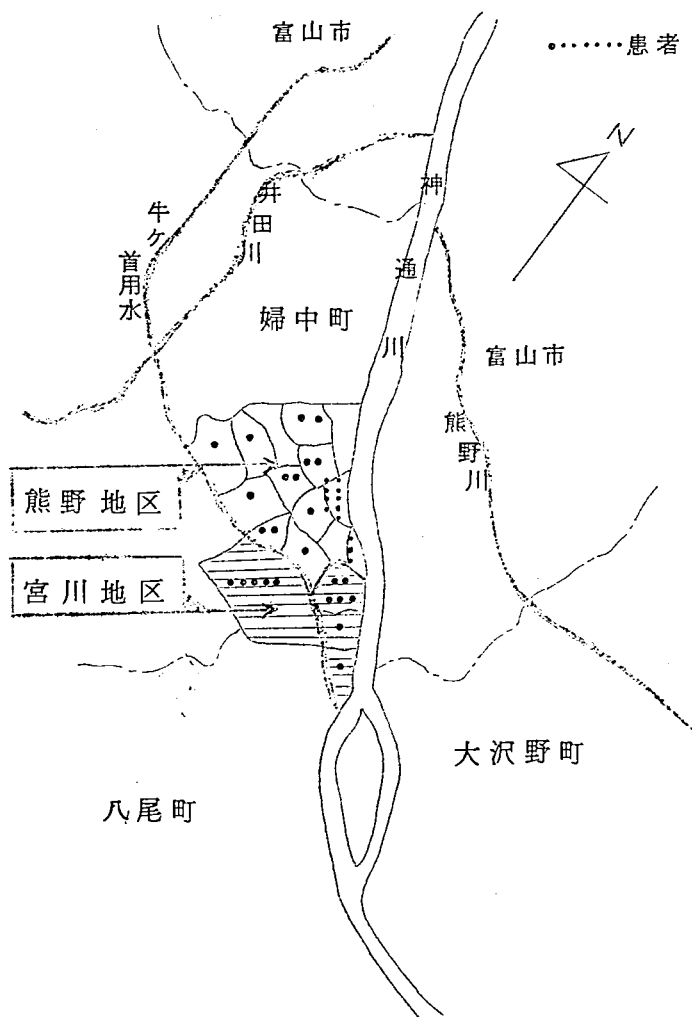
同 10月～12月 集計、報告書作成

(調査項目)

- (1) 家庭の中におけるイタイイタイ病のかかりに対する意識
- (2) 風土病視されることに対する意識
- (3) 村におけるイタイイタイ病のかかりに対する意識
- (4) 国及び自治体の公害行政措置に対する評価
- (5) 国及び企業の公害姿勢に対する意識
- (6) 公害訴訟及び住民運動についての意識
- (7) 公害撲滅についての意識

以上7つの項目に分け、質問数は全部で19問で、補助質問を入れると23問である。以上が大体の調査概要である。では次に調査の結果について各項目別に重要な点において明らかにして行こう。

調査対象地図・（熊野・宮川）地区



「調査結果」

まず初めに調査の回収率であるが、これは対象37名中15名完遂ということで四〇五パーセントの回収率であった。

(1)項目については、家庭の中におけるイタイイタイ病とのかかわりに対する患者の意識についてであるが、イタイイタイ病にかかることでその家庭の経済が困窮状態であると半分が意識している。その要因としては、患者の労働力としての欠除による減収や治療費の出費が大きい為と答えている。そして患者は家庭の主婦としての役割を果せぬ為、家族の人々に対して大変気がねしている人が多いし、そうしたことで耐えられない気持を抱いていることが明らかとなった。(表①①⑦)

(2)の項目では、永い間、この病気に對して風土病呼ばわりされたことに對する患者の意識は、まず公害病であるとわかつている現在でさえ、4割近くの患者が人に知られたくないと答えている。(表⑧①⑨)

(3)の項目では、患者がイタイイタイ病になったことで、自分が村を去り都市へ出て行つたと答えた人が一人であるがいた。又イタイイタイ部落だということで、若者が村を去り都市へ出て行つたと答えた人が一人であるがいた。そして患者と村の人々との交流について33パーセントの患者がつきあいが少なくなつたと答えている。又患者は今住んでいる所がイタイイタイ病に汚されているのに他の土地へ行つて住む気持がなく、全部この地で永住したいと考えていることが明らかとなった。(表⑩①⑭)

(4)の項目では、患者はイタイイタイ病における行政措置に對して充分満足しているという気持を大部分が持つていることが明らかとなったが次の項目では逆の回答が返つて来たのであり、解釈するに、患者は国や地方行政の措置を「お上」のそれとして受け取つていてのではないかと考える。(表⑮①⑵)

(5)の項目について、この項目では今の産業のあり方又国の公害姿勢の現状下において、公害の発生は当然であ

ると答えているのが大部分であることが明らかとなった。(表⑬)

(6)の項目では、公害に対する住民運動に全んどの患者が積極的態度で取り込んでいることが明らかとなった。又公害に対する住民運動の有効性ということでは、公害は撲滅出来る出来ないが半々である。又イタイイタイ病訴訟に対して、これに踏み切った際の気持として不安があったと答えた患者が約半分である。又この訴訟にたずさわる上において、世論の支援、加害企業に対するいかり、真実の勝利を信じて等を心の支えとしていることが明らかとなった。(表⑭—⑯)

(7)の項目では、公害というこの必要悪は人間によって将来撲滅出来るかということについてであるが、無回答が半分以上であるが、27パーセントはなくなると答えた。(表⑰)

以上各項目別に別らかにしたが全体をまとめれば、言えることは、患者は大変に自分がイタイイタイ病であることに對して家、村へ社会的責任感といった自責の念を抱いている。これは患者に對する肉体的苦痛の上に精神的苦痛をも加えていることを示すものであろう。又ひいてはこの事はイタイイタイ病が家ぐるみ、村ぐるみに對して秩序破壊をしていることを示すものである。又公害反対住民運動においては、公害撲滅への願望によりこの闘争に對して農家の主婦でありながら積極的に取り込んでいるのである。

「調査感想記」

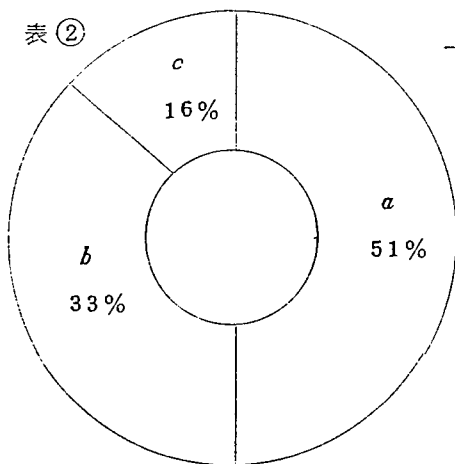
私はこの調査で直接にイタイイタイ病患者に對面してみて、患者の体の不自由さと、意識を通して、素材で静かな農民達の生活が色々な面に破綻をきたしていることを認識した。又患者の大部分が私に涙を浮かべ声を震わせて「何の因果でこんなまで苦しめられなければならないか」と語るのである。この言葉から患者のやり場のない気持、苦悩する姿が、イタイイタイ病の恐ろしさと共に、私の心に強く印象づけられた。次に当調査において反省しなければならないのは、私の当調査における甘さというものがあつたか、対象患者には病院患者が幾人かいて、この患者の調査が病院側の都合上、行ない得なかつたこと、現地調査と農繁期とぶつかつたこと、又、

高齢者において調査の実施が無理であったこと等により37名の調査対象のうち22名を失なってしまい結局15名という対象総数の半分に満たない結果になってしまった。このことは、調査の結果の計数が表わす意味あいを、うすいものにしてしまったのではないかと考えるのである。

表①

イタイイタイ病患者家庭の経済の状態	
苦しくなった	74%
苦しくない普通である	13%
わからない	13%

表②



経済状態の苦しい要因

凡例

- a 患者の労働力欠除による減収入
- b 治療費の出費
- c カドミウム汚染による農業被害による減収

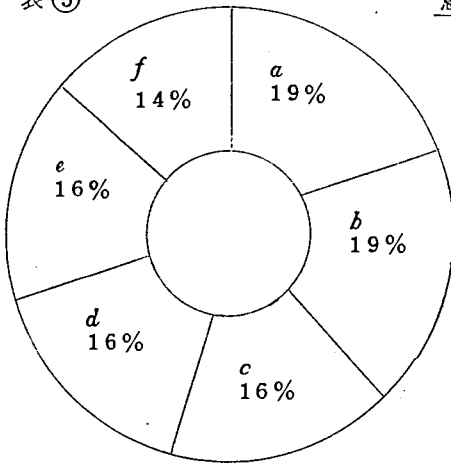
表③ 患者が主婦としての役割を果せぬ為の苦しみ

なんともない	時々において耐えられない気持になる	たえず、耐えられない気持である
33%	51%	16%

表④ 患者の主婦の役割を果せぬ為の家族への気がね

常に気がねしている 67%	気がねしたことはない 33%
------------------	-------------------

表⑤



患者が家族に気がねすることは何か

凡例

- a 家事が出来ないこと
- b 経済的負担をかけること
- c 看病してもらふこと
- d 夫の世話が出来ないこと
- e のら仕事が出来ないこと
- f 子供の面どうを見ることが出来ないこと

表⑥

患者に対する家族の理解は	
理解している	93%
していない	0%
わからない	7%

表⑦

イタイイタイ病患者のことで 家の中に不和があるか否か	
ある	20%
ない	80%
わからない	0%

表 ⑧

風土病と呼ばれて来たイタイイタイ病を人に知られる事は	
知られたくない	36%
気にしない	57%
わからない	7%

風土病と呼ばれての反応

表 ⑨

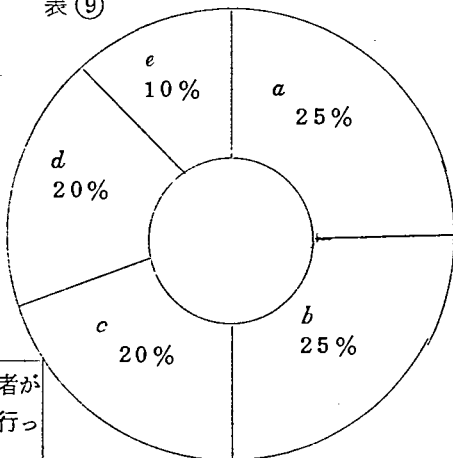


表 ⑩

風土病イタイ病部落の理由で若者がこの地を去り他(都市)へ出て行ったことはあるか、否か	
ある	7%
ない	93%
わからない	0%

凡例

- a 悲しくなる
- b 気にしない
- c 腹がたつ
- d 肩身が狭い
- e 恥ずかしくなる

表 ⑪

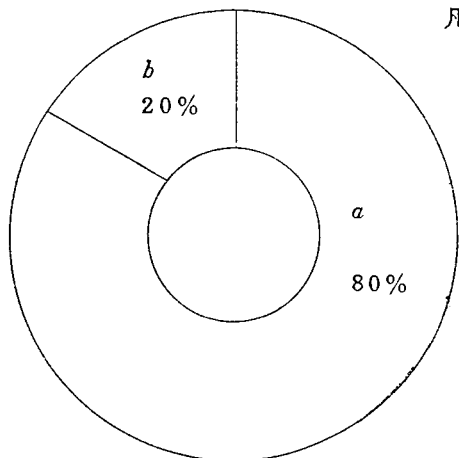
イタイイタイ病部落ということを考えて、嫁の来手、もらい手の不安	
心配である	64%
心配ではない	29%
わからない	7%

表 ⑫

患者と村の人々との交流関係の状況	
つきあいが少なくなった	33%
かわらない	67%
わからない	0%

表 ⑬

つきあいが少なくなったのはどちらの側からか



凡例

- a 患者自身、閉鎖的になって、つきあいが少なくなった
- b 患者と村人の両方でお互いにつき合わなくなった

表 ⑭

イタイイタイ病に汚された当地に永住したいか、他の土地へ移りたいか	
この地に永住する	100%
他の土地に住みたい	0%
わからない	0%

表 ⑮

国及び地方自治体等のイタイイタイ病における行政措置への評価	
満足している	86%
満足出来ない	14%
わからない	0%

表 ⑯

国及び産業の公害に対する姿勢の現況下において、公害発生は当然か、否か	
当然であると思う	61%
当然だとは思わない	13%
わからない	26%

表 ⑱ 公害反対住民運動への態度

積極的参加・協力している	まあまあ参加・協力している	参加しない
71%	22%	7%

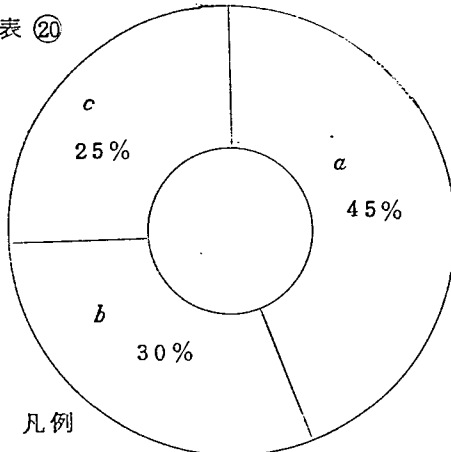
表 ⑲ 公害反対の住民運動の公害撲滅への有効性についての意識

公害をなくすることは出来る	なくせない	わからない
40%	33%	20%

表 ⑳

イタイイタイ病訴訟勝利(第1次)までの心の支え

表 ㉑



凡例

- a 世論、支援団体の支援
- b 加害企業への病苦からの憎しみ
- c 真実の勝利を信じて来た

三井を相手取ったイタイイタイ病訴訟に踏み切る際、不安を持ったか	
不安であった	47%
不安ではなかった	33%
わからない	20%

表 ㉒

人間の手によって将来撲滅出来るか、否か	
撲滅出来ると思う	27%
撲滅出来ないと思う	13%
わからない	60%

「結び」

これまで記述してきたところを通しての結びとして、公害というもの、又イタイイタイ病、そしてその患者等を一貫して考えてきてこれらを見つめれば見つめる程に、その悲惨さ、恐ろしさを認識するものであるが、今私たちは何か恐ろしいものに取り囲まれて身動きが出来なくなってしまうているのではないかの危機感を思う。それは公害というものはかりしれない恐ろしさではないだろうか。それは、人間を押しつぶす人間、押しつぶされて「イタイイタイ」と言いながら死んで行く人間、又その人間の苦しみを知らうとしない人間に対する恐怖なのではないか、しかしそのイタイイタイと叫ぶ人間達も生存権、生活権を賭けて死守せんとする運動によってそれと闘い始めた。それはイタイイタイ病の原因であるカドミウムに対するのではなく、カドミウムを流した企業という人間の集団との闘かであった。今私たちをとりまく環境は破壊され、生存の場そのものが根元からくずれようとしている時に、人間同志、苦しめあい憎しみあっている時ではない。その闘かして行かなければならない相手が、カドミウムであり、有機水銀であることを見失ってはならない。だからしてこの公害問題を今後、私達人間は、その英知において、又決断を自から迫られている時はないのであり、私達にとって真の幸福が何たるかを見つめなおし、それを勝ち取らなければならないのである。

以上